

議案第97号

八潮市部設置条例の一部を改正する条例について
八潮市部設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月2日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

住宅施策の課題に迅速かつ的確に対応できる行政組織としたいため、この案を提出するものである。

八潮市部設置条例の一部を改正する条例

八潮市部設置条例（昭和62年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「前条第1項」を「前条」に改め、同条の表建設部の項第5号を削り、同表都市整備部の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市営住宅に関すること。

第3条中「第1条第1項」を「第1条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。